

民法の条文ごとに事実認定の ポイント・判断基準がわかる唯一の書!

各条文の法律要件に関する事実認定で何が重要であるか、
事実認定のルールや手法、留意点とポイントを提示!

事実認定体系 契約総論編

全1巻

[編著] 村田 渉

A5判/上製 定価：本体4,500円+税

- ◆民法第3編第2章「契約」第1節「総則」(第521条～第548条の4)を収録
- ◆典型契約を網羅した『新訂 契約各論編』(全3巻・第549条～第696条)に続く、本シリーズ最新刊
- ◆改正債権法に完全対応
- ◆民事裁判実務の第一線で活躍する裁判官が執筆
- ◆事実認定を切り口に、最高裁から地裁まで、裁判例を民法の体系に沿って整理・分析
- ◆法律相談や裁判における主張立証方針の検討に必携・必読の書

事実認定
体系

契約総論編

全1巻

事実認定体系

村田 渉

契約総論編

第3編 債権

第2章 契約

第1節 総則

第1款 契約の成立【第521条～第532条】

第2款 契約の効力【第533条～第539条】

第3款 契約上の地位の移転【第539条の2】

第4款 契約の解除【第540条～第548条】

第5款 定型約款【第548条の2～第548条の4】

事項索引/判例索引

事実認定体系

新訂 契約各論編【全3巻】

事実認定体系

民法総則編【全2巻】

事実認定体系

物権編【全1巻】も好評発売中!!

事実認定体系

新訂 契約各論編 1

事実認定体系

新訂 契約各論編 2

事実認定体系

新訂 契約各論編 3

事実認定体系

民法総則編 1

事実認定体系

民法総則編 2

事実認定体系

物権編



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

一見すると事案ごとの判断に見える裁判例のなかに、 事実認定についての共通の判断基準を見出す！

事実認定
体系

契約総論編

内容見本

〔催告によらない解除〕 〔改正法〕

第542条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその者が前条の催告をしても契約をした目的を達する見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告の一部の解除をすることができる。

債権法改正法条文・現行法条文を掲載し、改正の趣旨、要件・効果の変更点を明示しています。

改正の趣旨

平成29年改正前は、催告によらない解除によらない解除権（改正前の542条）と履行不能による解除権（改正前の542条）と履行不能による解除権を認める規定はなかったが、契約が可分消することが可能な場合は、債権者は不能となった部分について契約の解除をすることができると解されていた。平成29年改正で、催告手続が不要な類型として542条に統合されるとともに、契約を全部解除できる場合を542条1項、一部解除できる場合を2項としつつ、各要件を明確化した。

〔条文・判例の位置付け〕 従前の判例、学説を条文化

1 条文ごとに意義・法律要件・法律効果等を簡潔に整理しています。

事実認定の対象等

意義

催告によらない解除の場合の解除権の発生要件を定めた規定である。債務者に債務の履行の機会を与えるため、債務不履行による契約の解除に当たっては、原則として催告を要するが、催告により改めて債務者に履行の機会を与えても意味がない場合があり、この点を明確化し、本条1項は無催告で全

法律要件及び法律効果等

1 催告によらない契約の全部解除の要件（本条1項）

債務不履行に基づいて契約全部を無催告で解除するための要件（契約の全部解除の効果の発生要件）は、本条1項によると、次のとおりとなる。

(1) 契約の成立要件

(2) 解除権の発生要件

① 債務の発生原因事実

② 無催告での解除権の発生要件

債務の全部が履行不能となったこと（1号）、又は、債務者が、その債務の全部につき、履行を拒絶する意思を明確に表示したこと（2号）、又は、債務の一部の履行不能又は明確な履行拒絶と残部での契約目的達成不能（3号）、債務が定期行為に係るものであることとその時期の経過（4号）、又は、債務者がその債務の履行をしないことと債権者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであること（5号）。

(3) 解除の意思表示（540条）

以前

従前

2

債

一部

解除

の効果

の発生

要件）は、

本条

2項

によると、

次の

とおり

となる。

2 法律要件を踏まえて、事実認定の視点から問題点を挙げています。

3 問題点ごとに関連する裁判例の要旨とポイントを整理・分析しています。

事実認定についての裁判例と解説

1 定期行為

裁判例

● 津地上野支判昭和25年12月19日下級民集1巻12号191頁 [27400139]
株価の変動が激しい株式の売買の事案において、株式の売買そのものは契約の性質による定期行為ではなく、また、株式売買における履行期日を3日間と定めたからといって必ずしも定期契約であるとはいえないが、その履行期を定めた動機、理由が、その定めた期間内に履行がなく、それ以後の履行によっては契約の目的を達することができないことを合意の内容としていた場合には定期行為に当たると判断したものと

● 盛岡地判昭和30年3月8日下級民集6巻3号432頁 [27400681]
種苗の販売業者たる控訴人が、訴外の種苗協同組合との間で、種苗を売却する契約を締結し、組合から「昨今気温が降り日本雪が降るから、苗木の輸送はできるだけ遅くお願いします。もしも遅くても苗木は確保できなから右期日は苗木を確保できなから同組合に発送する買の目的が転売の買の目的が転売であることを被控訴人に示し、被控訴人において、これを承知の上、引渡期日

裁判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判例全文・解説等をすぐに確認できます。

詳細・お申し込みはコチラ
〈クレジットカードでもお支払いいただけます〉

第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）			
書名	収録内容	価格	部数
事実認定体系 契約総論編	契約の成立、契約の効力、契約上の地位の移転、定型約款 [066035]	定価4,950円(本体4,500円)	部
事実認定体系 新訂 契約各論編1	贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借 [057513]	定価4,950円(本体4,500円)	部
事実認定体系 新訂 契約各論編2	賃貸借 [057521]	定価4,950円(本体4,500円)	部
事実認定体系 新訂 契約各論編3	雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解 [057539]	定価4,950円(本体4,500円)	部
事実認定体系 民法総則編1	通則、人、法人、物、法律行為（総則、意思表示） [054338]	定価4,950円(本体4,500円)	部
事実認定体系 民法総則編2	法律行為（代理、無効及び取消し、条件及び期間、期間の計算、時効） [059881]	定価4,950円(本体4,500円)	部
事実認定体系 物権編	物権総則、占有権、所有権、地上権、永小作権、地役権 [054346]	定価6,380円(本体5,800円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いづれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が
1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税
*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い
ただけません。

年 月 日

〒 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

ご住所

事務所名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 ④ E-mail _____ ④

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。 フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-6996 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印